

様式第8号(要綱第7関係)

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業委託契約書

福島県(以下「甲」という。)は、(以下「乙」という。)と次の条項により、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関し、委託契約を締結する。

第1条 甲は、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」(平成元年9月29日付け元公衛第869号通知)(以下「要綱」という。)に定めるところにより、乙に先天性血液凝固因子障害等の治療研究の実施を委託し、乙はこれを受託した。

第2条 乙が第1条にかかる費用について甲に請求することができる額は、認定を受けた者(以下「対象患者」という。)について、次の各項に規定する額の合計額とする。

1 健康保険又は後期高齢者医療の医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した医療に要する費用の額の合計額(入院時の食事療養及び生活療養に要する費用については、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額を含む。)から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し、保険者又は市町村が負担すべき額を控除した額

2 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第19号)」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第21号)」又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)」により算定した額の合計額から介護保険法の規定による先天性血液凝固因子障害等に係る訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスに関し保険者が負担すべき額(介護保険法69条第3項の規定が適用がある場合にあっては、当該規定が適用される前の額)を控除した額

第3条 乙が行う第2条の費用の請求は、要綱第12に基づいて行うものとする。

第4条 甲は、乙から前条の請求があったときは、要綱第12に基づいて支払うものとする。

第5条 乙は、先天性血液凝固因子障害等治療研究の費用として、第2条により甲に請求できる額は、対象患者に対して請求しないものとする。

第6条 甲は、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について、必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告又は帳簿、書類の提示を求めることができる。

第7条 この契約の有効期限は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第8条 この契約期間の満了前1カ月まで甲、乙いずれか一方から契約を解除する旨の意思表示がない限り、契約期限満了の日の翌月から向こう1カ年間順次契約を更新したものとみなす。

第9条 この契約に定めるもののほか、この事業を実施するために必要な事項は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の確立を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 福島県
代表者 福島県知事

印

乙 医療機関住所
医療機関名称
(開設者住所)
(開設者名称)
代表者

印